

指定自立支援医療機関（精神通院）の指定申請手続きについて（訪問看護事業者）

大阪市こころの健康センター

第1 自立支援医療機関

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による自立支援医療の指定医療機関は、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を行う医療機関であり、大阪市内に保険医療機関の所在地がある場合は大阪市長が指定します。

なお、堺市内に所在地がある場合は堺市精神保健課に、大阪市・堺市以外の大阪府内市町村に所在地がある場合は大阪府こころの健康総合センターへお問い合わせください。

第2 新規指定申請、提出書類

自立支援医療機関の指定を受けようとするときは、次に掲げる必要書類を大阪市こころの健康センターに提出してください。（郵送可）

- ① 申請書（様式1-3）
- ② 近畿厚生局が交付する指定訪問看護事業者の指定通知書の写し（指定通知書未発行の場合は、大阪市こころの健康センターまでご連絡ください。）

第3 指定年月日

原則として、毎月20日までに大阪市こころの健康センターが受理したもの（当日消印有効・20日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）につきましては、受付をした日の属する月の翌月初日をもって指定を行います。21日から末日までに受理したものにつきましては、受付をした日の属する月の翌々月初日になります。

ただし、医療機関コードが変更になった場合などにつきましては、この限りではありません。

第4 指定審査基準

法第59条第1項の規定に基づいて指定自立支援機関の指定を行うにあたり、厚生労働省の指定要領に基づき、次のように審査基準を定めます。

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者であること。
- 2 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」）により適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

第5 変更手続き

指定自立支援医療機関の名称や所在地等に変更がある場合、あるいは指定を辞退する場合は、法第64条・65条の規定に基づき次の書類の提出が必要となります。

- 1 訪問看護ステーション等の名称及び所在地、職員の定数等、指定申請書の記載内容に変更があった場合
 - ・「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定内容変更届出書」（様式2-（3））の提出が必要になります。
- 2 自立支援医療指定機関がその指定を辞退する場合
 - ・1ヶ月以上の予告期間を設けて、辞退届（様式3-（2））を提出する必要があります。
- 3 保険医療機関コードが変更になった場合
 - ・旧訪問看護ステーションの廃止届（様式3-（1））と同時に新訪問看護ステーションの新規申請（様式1-（3））が必要になります。

第6 問い合わせ、申請書等の提出先について

申請に関するお問い合わせにつきましては、大阪市こころの健康センターまでご連絡ください。ただし、堺市に保健医療機関の所在地がある場合は、堺市精神保健課、大阪市・堺市以外の大阪府内市町村に所在地がある場合は大阪府こころの健康総合センターが窓口になりますので、お電話番号をよくお確かめの上、お掛け間違いのないようお願いいたします。

大阪市こころの健康センター

郵便番号：534-0027

住所：大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階

電話：06-6922-8520

堺市精神保健課（電話番号：072-228-7062）

大阪府こころの健康総合センター（電話番号：06-6691-3749）